

高松市国分寺町福家甲3725番地1
株式会社フロムファースト・コミュニケーション
代表取締役 佐野 力 様



高松市長 大 西 秀

開発行為 許可 通知書
不許可

平成29年11月7日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり
許可するので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。
許可しない

- 1 許可の条件
 - ・ 安全施設を完備して施工すること。
 - ・ 排水施設を完備すること。
 - ・ 4号L型擁壁(A)、(B)、5号L型擁壁(A)、(B)、1号、2号重力式擁壁及び5号重力式擁壁(A)～(C)の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
 - ・ 1号～3号(A)、(B)及び6号L型擁壁の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
 - ・ 3号重力式擁壁、4号重力式擁壁(A)～(E)及び6号重力式擁壁から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
- ・ 擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

- 2 土地の所在、地番、面積及び用途
高松市国分寺町柏原 字七荒神
386番2、同番3、同番5、388番3、同番13、同番21、同番22、同番23、同番24、390番、
391番、392番2、同番4、393番1、同番3、同番5、同番6、421番1、同番2、422番1、
423番1、同番6、424番1、427番4、428番1
及び地先農道・水路

(実測地積) 8,610.99 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手し
てください。
検査完了時までに用途廃止通知書を提出すること。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示
命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってくだ
さい。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をす
ることができ、この処分の取消しを求めた訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となりま
す。)として提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審
査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又
は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができ、この場合におい
ては、審査請求をすることができません。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場
合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

高松市国分寺町福家甲3725番地1
株式会社フロムファースト・コミュニティー
代表取締役 佐野 力 様

(第29-1-119号の変更)
第30-1-26号
平成30年10月5日

高松市長 大 西 秀



開発行為変更 **許可** 不許可 通知書

平成30年9月20日付けで申請のあった開発行為の変更については、次のとおり
許可する ので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の
許可しない

規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
 - ・排水施設を完備すること。
 - ・4号L型擁壁(A)、(B)、5号L型擁壁(A)、(B)、1号、2号重力式擁壁、5号重力式擁壁(A)～(C)及び止めコンクリートの載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
 - ・1号～3号(A)、(B)及び6号L型擁壁の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
 - ・3号重力式擁壁、4号重力式擁壁(A)～(E)、6号重力式擁壁、2号境界コンクリート(A)及び(B)から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市国分寺町柏原 宇七荒神
386番2、同番3、同番5、388番3、同番13、同番21、同番22、同番23、同番24、
390番、391番、392番2、同番4、393番1、同番3、同番5、同番6、421番1、
同番2、422番1、423番1、同番6、424番1、427番4、428番1
及び地先農道・水路

(実測地積) 8,610.99 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

検査完了時まで用途廃止通知書を提出すること。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指
示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図って
ください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3
か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をす
ることができません。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市長が被告の代表者と
なります。)として提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対
する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、
審査請求をすることや処分の取消しについて不服を提起することができなくなります。

2 いにかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業
又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3か月以内に公善等調整委員会に対して裁定の申請をすることができません(この場合
においては、審査請求をすることができません)。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した
場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。